

京都パルスプラザ  
新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策  
**ご利用のガイドライン**



令和2年6月19日

一般財団法人 京都府総合見本市会館



# 法に基づく イベント等の開催制限

## 政府や京都府の要請に対応――

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（内閣官房）

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

### 【催物（イベント等）の開催制限】

特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、リスクの態様に十分留意する。

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の取組について

令和2年5月27日

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部

### 4 催物（イベント等）の開催について

- 6月18日までの間においては、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、
  - ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
  - ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）を目安として開催する。
- 6月19日以降は、国の基本的対処方針等に示された目安（別紙）を踏まえ、段階的に規模要件（人数上限）を緩和する。

## ご利用にあたって（基本）

- ▶ 『身体的距離の確保』 『マスクの着用』 『手洗い』
- ▶ 『3密』の回避
  - ✕ 換気の悪い密閉空間
  - ✕ 多数が集まる密集場所
  - ✕ 間近で会話や発声をする密接場面

※国や京都府の要請に対応したイベント等の開催

◇政府の「**イベント開催制限の段階的緩和の目安**」

【5/25 新型コロナウイルス感染症対策本部（第36回）】に沿った会館の使用

◇適切な感染予防策の実施



### イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

資料6-1

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

#### <基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

## &lt;具体的な当てはめ&gt;

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>（観客の移動を伴うもの）</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% <sup>(注)</sup> （屋外200人）】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% （屋外200人）】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 <sup>(ネット中継等)</sup> *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目標 *ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援		△ 【十分な間隔】 （できれば2m） *感染状況を踏まえて、判断。

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

## 主催者・出席者・入場者・ゲストへの感染予防周知と健康チェック

- ・全参加者に来場時のマスク着用を事前周知
- ・次の方々は来場を控えるよう事前告知
  - 発熱の症状がある方（『37.5度以上は発熱とみなします』厚生労働省）
  - 咳や息苦しさを感ずる方
  - 基礎疾患がありリスクが高いと自覚される方
  - 味覚や臭覚異常など体調が優れない方
- ・入場時に非接触型体温計やサーモグラフィー等による体温計測
  - 発熱者の入場を制限
- ・全参加者の連絡先を把握（主催者が個人情報保護の視点に立って厳重保管）

## 催事等開催にあたって (各団体等で作成の業種別ガイドラインを参考に)

<ガイドラインの例>

商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・客の体に触れる場合は、手洗をよりこまめにする
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

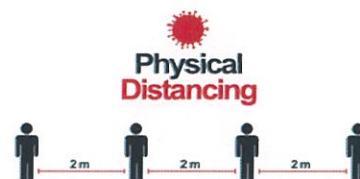
## 飲食を伴う催事

- ・多人数での席等の使用は控えること
- ・座席の間にパーテーションを設け又は座席の間隔を十分に空ける
- ・三密の環境を徹底的に排除すること
- ・大皿での取り分けによる食品提供を自粛する
- ・背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする

※この状況が実現できない状態での実施は自粛



## ご利用にあたって (展示場)



- ◎入場者の整理（密にならないよう対人距離を確保 できるだけ 2mを目安に最小1m）
- ◎発熱者を体温計などで特定し入場を制限
- ◎発熱またはその他の感冒様症状を呈している方の入場を制限
- ◎入口及び会場内に手指の消毒設備を設置
- ◎マスクの着用（催事主催者及び入場者に対する周知）と各自持ち帰り
- ◎「3密」を回避する入場者の制限・調整と会場内の整理
- ◎対面で接する場合の飛沫防止対策（透明パーテーション設置、距離とるなどの工夫）
- ◎会場の換気（外気導入空調や搬出入用扉、出入口の開放）
- ◎利用された備品（椅子・テーブルなど）は消毒清掃を行って返却
- ◎催事により、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理（保健所等へ情報提供する必要があることを事前告知）

## ご利用にあたって (会議室・ラウンジ)



- ◎対人距離を確保（できるだけ 2mを目安に最小1m）
- ◎発熱またはその他の感冒様症状を呈している方の入場制限
- ◎マスクの着用（催事主催者及び入場者に対する周知）と持ち帰り
- ◎利用人数に応じた適切な広さのスペースを予約
- ◎3名掛けの机を1～2名掛けとして使用するなど、人と人が密接しないレイアウト
- ◎部屋の換気（可能な範囲で窓や扉の開放）
- ◎ラウンジで利用された備品（椅子・テーブルなど）は消毒清掃を行って返却
- ◎催事により、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理（保健所等へ情報提供する必要があることを事前告知）

## ご利用にあたって (稲盛ホール)

- ◎感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応）
- ◎対人距離を確保（できるだけ 2mを目安に最小1m）
- ◎発熱者を体温計などで特定し入場を制限
- ◎発熱またはその他の感冒様症状を呈している方の入場制限
- ◎入口及び会場内の手指の消毒設備の設置
- ◎マスクの着用（催事主催者及び入場者に対する周知）と持ち帰り
- ◎予約の際は席数を確認（概ね総席数（588席）の1／2程度で実施）
- ◎会場（ホール・楽屋・控室）の換気（外気導入空調や窓、扉の開放）
- ◎催事により、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理（保健所等へ情報提供する必要があることを事前告知）

